

平成30年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成30年3月14日（水） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員 (教育長職務代理者)
三 浦	溥太郎	委 員
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	藤 井 孝 生
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 3名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に小柳委員を指名した。
- 日程第6 議案第12号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、2月定例会から本日までの間の所管事項について、私のほうから報告をさせていただきたいと思います。お手元に、教育長報告資料というのをつくらせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

学校等の関係につきましては、2月10日に平成29年度の横須賀市スポーツ表彰式がございました。体育功労者12名、スポーツ栄光章11団体、個人69名の方の表彰をさせていただきました。荒川委員にもご出席いただきました。ありがとうございました。式後には横浜F・マリノスのアンバサダーの波戸さんの講演が行われたところでございます。

それから、2月17、18日につきましては、千代ヶ崎砲台跡の見学会を開催させていただきました。17日には480名、18日に420名の計900名の市民の皆さんの見学をいただいたところでございます。本件は三浦委員と小柳委員もご参加いただきまして、ありがとうございました。

3月1日には、市立横須賀総合高校の卒業式が挙行されまして、荒川委員にご出席をいただいたところでございます。3月1日と申しますと、毎年議会の開催日と重なっておりますことから、市長等、私たち事務局も出席ができない状況が続いております。この件に関しましては、議会のほうからも、議会日程を変更してはというご意見をいただいているところでございます。

3月5日になりますけれども、黄色いワッペンの贈呈をいただきました。本件は損害保険会社4社より、新1年生に対して黄色いワッペンが交付されており、昭和40年から継続的に行われております。私も初めて確認ができましたが、単なる黄色いワッペンが子どもたちに配られるのではなくて、その黄色いワッペン自身に1年間、交通事故と災害に対しまして保険金額50万円が設定をされているということですので、事故のないことを願うばかりですが、仮に事故があった場合には、そのような形で損保会社4社さんからのご配慮をいただいているという状況でございます。

翌日3月6日は書籍の寄附をいただきました。市内和菓子屋のいづみやさん、三堀純一さんが菓子の「菓」をとりまして、菓道家という形で現在名乗られて

おりまして、今回ご自分のおつくりになった練り切り菓子等につきましての写真集を出版されました。日本語版、英語版とフランス語版という形の併記になっておりまして、これらを子どもたちがこれから日本の文化に親しんでもらうこと、横須賀を愛してもらうためということで、100冊の寄附をいただきましたので、各学校と図書館に配布をさせていただく予定でございます。

各卒業式につきましては記載のとおりとなっております。それぞれに各教育委員の皆様にご出席をいただいて、本当にありがとうございます。またどうぞ引き続きよろしく願いをいたします。

一方、行政関係につきましては、2月16日から3月の定例議会が開会されております。部局審査につきましては、昨日教育委員会が終わらせていただいたところでございます。この後3月27日までが本会議が開催されることになっておりますので、先般ご審議いただきました議案等につきましては、27日の最終日をもって可決をいただければ、新年度予算が成立するという形になっております。

その他、図書館・美術館・博物館等でそれぞれ展示を開催しておりますので、ぜひご都合がよろしければ、ご見学をいただければというふうに思います。

私からは以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第7号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第7号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』説明いたします。議案第7号をご用意ください。規則の改正内容について順次ご説明いたします。

まず、4ページをお開きください。こちらの教育委員会事務局等事務分掌規則改正案の朱書きにより説明をさせていただきます。

初めに、第2条(部等)ですが、第1号中「総務課」の後に「教育政策課」を置くものでございます。これは全庁的な担当部及び担当課について、所期の目的及び現在の役割、所管部及び所管課とのかかわりなどの観点からの見直しの中で、数多くの教育課題の解決に向けて継続的に今後も取り組んでいくため、教育総務部教育政策課を新設することによるものでございます。これまで総務

課内に教育政策担当課長を置き、総務課の事務のうち、担当課長が所掌する事務を執行していましたが、今後も継続的に教育課題の解決に向けて取り組んでいくため、平成30年度からは独立した課として設置をしようとするものでございます。

次に、第6条、教育総務部総務課の事務分掌についてですが、教育政策課の新設に伴い、事務内容を精査し、記載各号のとおり、教育政策課の事務分掌を定めようとするものでございます。

7ページをお開きください。7ページ、上段でございますが、第7条、学校教育部保健体育課の事務分掌についてですが、平成30年4月1日から学校給食費が公会計化することに伴い、「公益財団法人横須賀市学校給食会の指導育成に関すること」及び「学校給食費の公会計化に関すること」を削除し、新たに「給食費に関すること」を追加するものです。

また、あわせて、その他給食関係の条文について整理・見直しを行い、記載のとおり条文整備を行おうとするものでございます。

次に、第20条、教育情報システム室の各項についてですが、教育政策課の新設に伴い、総務課を教育政策課に改めるものでございます。

8ページをご覧ください。

次に、第22条の附属機関ですが、第2号（条例によるもの）のうち、表の4段目、「生涯学習センター指定管理者選考委員会」について削除するものでございます。これは今年度予定していた生涯学習センターの指定管理者の選考が終了し、選考に係る事務も終了いたしましたので、附属機関を事務分掌規則から削除するものです。

なお、指定管理者選考のための附属機関については、市の事務分掌規則も同様の取り扱いとなる予定でございます。

同表の7段目、「横須賀市立学校学期制検討委員会」及び11段目の「横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会」についてですが、条例による設置期間の終了に伴い、附属機関を事務分掌規則から削除するものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。3ページでございますが、最後に施行日ですが、附則において平成30年4月1日とするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（小柳委員）

今の議案第7号の4ページ目の2条のところで、教育政策課を新設されたというご説明なんですけれども、今までも教育政策担当課長という方はいらっしゃって、そこに新たに独立した課としての名称を付したという理解だと思っ

ですけれども、まずそこまではよろしいでしょうか。

(総務課長)

そのとおりでございます。

(小柳委員)

その後、教育政策課に、人の配置というか、教育委員会事務局内部での人事の異動があったのか、あるいは外部からの異動があったのかとか、そういったところの人事の面について教えていただけますでしょうか。

(総務課長)

現行の教育政策担当課とあえて申し上げますが、今年度は第3期の教育振興基本計画実施計画の策定がございましたので、1名増員をしていただきました。その策定が終わりますが、来年度また新たな基本構想の策定がありますので、人数としてはそのまま変わりません。当初は第3期の実施計画が終わった時点で1名削減する予定でしたが、新たな業務がふえましたので、人数としては変わりません。

なお、教育委員会の内部で教育指導課の業務を一部移管する予定でございますが、教育指導課から教育政策課に職員1名と業務を移管することを今想定しておりますが、両課を合わせた人数は変わらないという形を考えております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第7号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第8号『図書館条例施行規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(中央図書館長)

それでは、日程第2 議案第8号『図書館条例施行規則中改正について』説明をさせていただきます。

本議案は本市と横浜市の「横須賀市立図書館及び横浜市立図書館相互利用に関する協定書」締結に伴う貸出条件等の事項及び中央図書館における館内無線LANサービス利用に伴う利用条件等の事項について整備を行うための規則改正でございます。

それでは、議案書の3ページをご覧ください。改正案の朱書きにより説明をさせていただきます。

初めに、第2条第2項、個人の館外利用についての追加事項について説明いたします。第2条第2項では、図書館カードの交付を受けることができる者として、従来「本市に居住し又は通勤し若しくは通学する者」と館長が必要と認めた者としてカードを交付してきましたが、新たに本年4月から横浜市との相互利用協定を実施するため、「他市との間で締結した図書館の相互利用に関する協定に基づき、図書資料の館外利用を受けることができるとされる者」を加えることといたしました。

次に、第2条第3項では、相互利用協定利用者の貸出冊数を変更できるようにするため、「(前項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した冊数を限度とする。第7条第2項において同じ。)」を加えます。

4ページをお開きください。

次に、第2条の2第1項では、ただし書きとして「前条第2項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した取扱いをする。」を加えます。ただし書きを加えたのは、相互利用協定の内容により、ゆうパック等の宅配便を利用し、資料を自宅まで送付するサービスの可否を決められるようにするためです。

次に、第2条の2第3項では、「第2条第3項」を「前条第3項」に改めます。

次に、第3条第1項の「来館できないもの」の次に「(第2条第2項第2号に該当する者を除く。)」を加えます。これにより、相互利用協定の利用者は、この障害者に対する館外利用ができません。

次に、第4条第1項にただし書きとして「第2条第2項第2号に該当する者については、協定を締結した相手との協議で決定した取扱いとする。」を加えます。これは相互利用協定の内容によって、予約サービスの可否を決められるようにするためでございます。

5ページをご覧ください。

次に、第10条第1項の「するときは」を「するとき(第2条第2項第2号に該当する者にあつては、協定において利用が認められている場合に限る。)」に改めます。これは相互利用協定内容によって視聴覚資料の館外貸し出しの可否を決めることができるようにするためでございます。

最後に、第13条の見出しの中で「パーソナルコンピュータ」の次に「及び無線LANサービス」を加えます。また、第3項として「3 館内に設置された無線LANサービスを利用できる者は、館長が定める要件を満たした者とする」を加えます。これは新たなサービスとして予定しております無線LANサービスを提供できるようにするためでございます。

なお、この規則は平成30年4月1日から施行することとしております。

条文改正の内容をわかりやすくするために、6ページをご覧ください。6ページの下段に項目としまして、本市の利用者、そして従来相互利用を行っております三浦半島の4市1町の協定によります鎌倉・逗子・三浦・葉山の在住者、それと今回新たに協定を結びます横浜市の利用者を、条文の項目ごとに内容を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で議案第8号『図書館条例施行規則中改正』の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

(小柳委員)

質問ということではなく、ちょっと気がついたので、この場でご指摘させていただきますと、4ページの第3条の「身体に障害のある者で図書館に来館できないもの」の平仮名の「もの」を、これは漢字の「者」にしたほうがよろしいのではないかと。

(中央図書館長)

申し訳ございません。ありがとうございます。

この場でこの原案を修正し、平仮名の「もの」を「者」にした上で、もう一度ご審議いただければと思います。

(新倉教育長)

理事者側から再提案という形がございましたが、この第3条における「来館できないもの」が平仮名になっておる「もの」を「者」という形に変えさせていただいて、再度今回の議案という形でご議決をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

私のほうから再度の確認ですが、6ページの今回相互利用で横浜市の方が横須賀を利用できる場合に、6冊という冊数制限が設けられておりますが、これは逆に言いますと相互利用なので、横須賀市民が横浜の図書館を利用するときも6冊だという理解でよろしいでしょうか。

(中央図書館長)

横須賀市民の方が横浜市 of 図書館を利用する場合、その逆もお互いに6冊ということになっております。

(新倉教育長)

これは例えば他市が10冊でありますけれども、6冊になったというのは何か

お話がありますか。

(中央図書館長)

この鎌倉・逗子・三浦・葉山、この協定というのは、おのこの町の条件、市の条件、例えば横須賀の図書館を利用するなら横須賀の規則にのっとるといような形でやっておりました。ただ、今回、横浜市と新たに協定を結ぶに当たりまして、既に昨年からは横浜市は他市との協定を結んでおりますので、それにあわせるような形で、今回は6冊とお互いに協定を結ばせていただきました。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第8号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第9号『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第9号『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正について』説明をいたします。

議案第9号をご用意ください。

初めに、本規程改正の経緯について、口頭で恐縮ですが説明をさせていただきます。現在教育委員会の事務執行のうち、事務局等の庶務などについては、教育委員会事務局等事務分掌規則の規定に基づいて、市長の機関の各規定を準用しております。このうち、市長の権限にかかわる予算執行にかかわる文書の起案については、市長の機関の専決規定を準用し、教育委員会事務局等職員が市長または副市長の決裁を有する起案を行う際には、市長の機関に教育長の職が存在しないことから、教育長に対して決裁を回議する規定がありませんでした。このことについて今回、教育委員会における事務執行の責任者である教育長の決裁を受けることとする規定を明文化することとしました。

それでは、本規程の改正内容についてご説明いたします。議案書裏面の改正案の朱書きにより説明をさせていただきます。裏面をご覧ください。

第4条の見出し「決裁区分」を「決裁文書の作成」に改め、第2項として記載のとおり、市長及び副市長に回議する文書について、教育長の決裁を受けた後に副市長に回付することを定めようとするものでございます。

最後に施行日でございますが、表面の附則において平成30年4月1日とするものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第9号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第10号『市立学校公文書管理規程中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第10号『市立学校公文書管理規程中改正について』説明をいたします。

議案第10号をご用意ください。

まず、2ページ、改正内容についてご説明いたします。2ページをお開きください。こちらの改正案の朱書きにより説明させていただきます。

第11条の次に第11条の2として、公文書の適正管理について記載のとおり定めるものでございます。これは市役所全体の規定でございます公文書管理規程にセキュリティ・レベルについての条文が追加され、改正されたことに伴い、本規程もこれに準じて改正をしようとするものでございます。

第1項でセキュリティ・レベルに応じて適切に文書を管理することを、第2項各号の甲類乙類でセキュリティ・レベルの区分を、第3項で公文書のセキュリティ・レベルを総務課長が定めることを規定するものでございます。

恐れ入りますが1ページにお戻りください。

最後に施行日ですが、附則において平成30年4月1日とするものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(小柳委員)

今のセキュリティ・レベルを甲類と乙類に分けていらっしゃるということで、甲類のほうはなんとなくイメージがつくんですが、乙類で「セキュリティに対する侵害及び破壊が、学校事務の執行等に影響をほとんど及ぼさないもの」としては、こういったものを想定されているのでしょうか。

(総務課長)

まず、甲類については、基本的に個人情報が含まれている文書が全て甲類に当たるだろうと思っています。児童生徒、教職員、保護者等の個人情報、かなり多く学校は取り扱っていますので、それらについては甲類に分類すべきだろうと思っています。

乙類については、個人情報がかく含まれていないもので、通常の事務的な通知ですとか、そういったものを乙類ということで、万が一それが外部に漏れたとしても、特に事務の執行に大きな影響は及ぼさないものと捉えております。

(小柳委員)

そうしますと、学校で取り扱う文書の中で、まず、公文書になるものとならないものを分けた上で、公文書になるとされたものは、乙類か甲類かどちらかに必ず分類されるという理解でよろしいでしょうか。

(総務課長)

公文書については、必ずセキュリティ・レベルをどちらか定めることとなります。

(小柳委員)

ありがとうございました。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第10号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第5 議案第11号『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第11号『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について中改正について』説明いたします。議案第11号をご用意ください。改正内容について順次ご説明いたします。

本議案は、教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について一部改正を行おうとするもので、先ほどの議案第7号、教育委員会事務局等事務分

掌規則改正に伴い所要の条文整備を行うためのものがございます。

それでは、2ページをお開きください。2ページ、こちらの改正案の朱書きにより説明をさせていただきます。

初めに、列記事項2、所掌事項についての（1）教育総務部総務課及び（2）教育総務部教育政策課についてですが、教育政策課の新設に伴い、記載のとおり、教育政策課の所掌事項を定めようとするものがございます。

3ページをお開きください。次に、（5）教育総務部学校管理課の（イ）及び（ウ）についてですが、教育政策課の新設に伴い、総務課を教育政策課に改めるものがございます。

次に、（7）学校教育部保健体育課についてですが、先ほどの教育委員会事務局等事務分掌規則改正に伴い、「学校給食に関すること」を「学校給食施設設備の維持管理に関すること」に改めるものがございます。

内容については以上でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

最後に施行日ですが、附則において平成30年4月1日とするものがございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第11号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第7 議案第13号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画の一部改正）』

教育長 議題とすることを宣言

（教育政策担当課長）

それでは、議案第13号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画の一部改正）』の説明をさせていただきます。

横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画については、教育委員会2月定例会において議案として提出をさせていただき、ご承認をいただいたところですが、このたび計画の目標指標の数値に2カ所誤りがあることが判明いたしました。

議案書の4ページ、横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画、目標指標（学校教育編）をご覧ください。計画の中から一部改正を行った目標指標について、一部抜粋したものとなります。

1つ目といたしましては、指標名「同じ学習集団における学習状況」の表中における基準値、小学校5年生の国語の指数について、93.9を93.8に改めさせていただきました。

2つ目といたしまして、指標名「学力の分布」の表中における目標値、小学校5年生の国語の数値について、2.2%を1.8%へ改めさせていただきました。

2カ所の誤りとも計画の策定を進める中で、確認が不十分であったことにより発生してしまいました。今後このようなことがないよう、確認を行う際は十分注意を払い取り組んでまいります。まことに申し訳ありませんでした。

なお、計画の一部改正につきましては、市議会3月定例議会にて計画の報告を行うことから、早急に事務を進める必要があったため、教育長の臨時代理による事務を行わせていただきました。今回の議案はそのご承認をお願いするものであります。

以上で、議案第13号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画の一部改正）』の説明を終わらせていただきます。それでは、ご審議のほどお願いいたします。

（新倉教育長）

ありがとうございました。

本件につきましては、事務を総括しております私のほうが、チェックを怠ったということでごさいます、大変委員の皆様にはご迷惑をかけて申し訳ございませんでした。

質問・討論なく、採決の結果、議案第13号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第8 議案第14号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）』

教育長 議題とすることを宣言

（教職員課長）

それでは、議案第14号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育

職員手当等支給規則中改正)』についてご説明いたします。

こちらの教育長の臨時代理による事務の承認について、教育職員手当等支給規則中改正は、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期つき教育職員の給与等に関する条例中改正議案が、3月定例議会で可決されたことに伴い、教育職員手当等支給規則を改正することを、教育長の臨時代理により執行したことを教育委員会に改めて議案として提出し、承認いただくものであります。

市立高等学校及び市立小学校の教育職員並びに市立中学校の任期つき教育職員の給与等に関する条例の改正と、それに伴う教育職員手当等支給規則の改正について、施行日を同日とするため、改正条例の交付日である平成30年3月5日付で規則改正を行いたく、教育長の臨時代理とさせていただきました。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。この規則改正は、教育調整額の支給を受けない教育職員の給与月額に加える額を、平成29年度の教育職給料表の改正と給与支給にあわせて、平成29年4月にさかのぼって引き上げるため改正するものであります。

教育調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額とは、総括教諭が教頭に昇任した際に、教頭の給与が総括教諭の給与を下回ることがないように、教頭の給料月額に加える額のことです。この改正によって、総括教諭から教頭へ昇任した際の給与の逆転を防いでおります。

なお、この改正後の規則は、交付の日、平成30年3月5日から施行し、平成29年4月1日にさかのぼって適用いたします。

以上で、議案第14号の説明を終えさせていただきます。ご審議のほどお願いいたします。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

これも私のほうからお詫びを申し上げなければいけないのですが、本来ですと、本件の臨時代理を行うことの報告を2月定例会等に提出し、給与条例等が市議会で議決後、本規則の改正を教育長の事務代理として処理することとなりますが、2月の定例会で臨時代理を行うことの報告を失念しておりまして、大変申し訳ない不手際でございます。改めまして私のほうからお詫びを申し上げさせていただくと共に、教育長の事務代理として処理をさせていただきましたことについてご承認いただけたらと思います。

改めまして誠に申し訳ございませんでした。

質問・討論なく、採決の結果、議案第14号は、「総員挙手」をもって、原案

どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『学校業務改善に向けてについて』

（教育政策担当課長）

それでは、報告事項（１）『学校業務改善に向けてについて』ご報告いたします。

本年度も昨年に引き続き、学校業務改善検討会議を４回開催いたしました。この検討会議は子どもと向き合う環境づくりの推進事業の一環として開催したものです。検討会議には小中学校のそれぞれから校長先生、教頭先生、事務職員の方々に参加をしていただき、さまざまなお立場からご意見をいただきました。

子どもと向き合う環境づくりにつきましては、平成23年度の子どもと向き合う環境づくり検討委員会からの提言を受けて、これまでにさまざまな取り組みを行ってきました。しかし、これまでの取り組みを振り返った平成27年度の検証会議では、子どもと向き合う環境づくりに関する取り組みを進めていることは理解はしているが、教職員の実感にまでは結びついていないとの意見をいただきました。

そこで教職員の実感に結びつけていくための方策を検討する学校業務改善検討会議を、昨年度からことしにかけて開催いたしました。昨年度は学校業務改善ガイドブックを作成し、教職員へ配布をいたしました。今年度は検討会議でいただきましたアイデア等をまとめた学校業務改善に向けて、本日の資料でございますこちらのほうを作成いたしました。本日の資料がそのまとめとなっております。

今後、学校へ配布するとともに、公務支援システムのイントラネットにも掲載をし、各学校において、教職員のタイムマネジメントの意識向上のために活用してもらいたいと考えております。内容については後ほどお目通しください。

『学校業務改善に向けてについて』の報告は以上です。

（荒川委員）

質問ではなく意見なんですけれども、読ませていただいて、かなり具体的に先生方が意識したらいいかなというようなところや、それから、ご自身の授業の振り返りであったりとかというところが、とてもよくできていると思うんで

すね。

ただ、これを先生方に配布するだけではなくて、配るときに、例えば職員会議や学年会などで、一度みんなでこれをもとに意見を出し合うような、そういう場を設けたらどうでしょうか、というようなことも投げかけていただくと、余計浸透するのではないかというふうに思いますので、ぜひそのあたりをお願いしたいと思って意見を言わせていただきました。よろしく願いいたします。

(教育政策担当課長)

校長会、市立学校長会議等もありますので、そういったところで周知し、先生方まで情報が行くように取り組みをしたいと思います。ありがとうございます。

(澤田委員)

ご報告、ありがとうございます。この効果検証といいますか、今後のスケジュールについて教えていただければと思います。

(教育政策担当課長)

学校業務改善検討会議は、先ほど申し上げたとおり、昨年度から2年度やってまいりました。本市においても、先生方がどのくらい学校にいるかという勤務時間の調査も本年度行いましたので、そういったものを踏まえて、来年度はもう少し詳細な検討をしていこうと思っております。

といいますのは、やはり役職によってもそれぞれ、残ってしまっている時間や、仕事の内容も違いますので、管理職の部会、それから通常の教員の部会、それから事務職の部会、それから部活動ということで、そういった細かい分科会をもって、今度はまた働き方改革検討会議という名前で少しバージョンアップして、今年度はやっていこうと思っております。その中で検証のほうもしていこうというふうに考えております。

報告事項（2）『市立学校敷地内除染土砂の移設完了について』

(学校管理課長)

それでは、報告事項（2）『市立学校敷地内除染土砂の移設完了について』ご報告させていただきます。

1、移設についてですが、市立学校43校の敷地内に埋設しておりました除染土砂を下町浄化センターへ移設する作業が、平成29年12月26日から開始し、平

成30年3月6日に完了いたしました。

2、土砂の量及び保管方法についてですが、移設した土砂の総量は約17.6トンで、フレキシブルコンテナバックに入った状態でコンテナ1基内に保管をし、コンテナの開口部は溶接して封函をいたしました。

3、放射線空間線量についてですが、コンテナ周辺の放射線空間線量は、除染土砂の移設前と移設後で同等でしたので影響はありません。

4、今後についてですが、下町浄化センターへの移設は今までと同様に仮保管なので、関係部局等から情報収集等を行い、できるだけ早い時期に最終処分を行いたいと考えております。

なお、移設が完了したことに关しましては、3月7日の市立学校長会議で報告をし、かつ埋設していた学校に対しては、全ての学校の移設作業が完了したことを文書で通知いたしました。

以上で報告事項（2）『市立学校敷地内除染土砂の移設完了について』の説明を終わります。

（荒川委員）

まず、除染土砂が仮保管ということではありますけれども、学校から移設されたということについては、ひとまず安堵いたしました。今後、最終処分までの今後の予定などについては、先ほどできるだけ早い時期にというふうにもお話があったんですが、めどが立っているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

（学校管理課長）

現時点でめどというものは立っておりません。ですが、今後やはりこういう土砂について処分をしていただける事業者があるかどうかというのは、ちょっと先ほどもご説明で述べましたが、関係部局と情報収集を行いながら、進めていきたいというふうに考えております。

（新倉教育長）

何よりも保護者の方等、不安をお持ちの方がいらっしゃいますので、できる限りの情報を収集していただいて、仮保管という状況ではなくて、最終処分が行われるように進めていただければと思っています。よろしくお願ひします。

報告事項（3）『学力向上推進プランについて』

(教育指導課長)

それでは、報告事項(3)『学力向上推進プランについて』ご報告いたします。

2月の教育委員会定例会でご報告しましたように、平成29年度の学力向上推進委員会からは、学力向上のための目標指標について答申をいただきました。その答申に基づき、お手元にある資料のように、教育委員会事務局で平成30年度からの4カ年計画の横須賀市学力向上推進プランを策定いたしました。1ページの策定の趣旨及び基本方針は、後ほどご確認ください。

2ページをお開きください。学力向上全体構想図となっております。この学力向上推進プランは、教育振興基本計画第3期実施計画での「子どもの学びを豊かにします」の実現に向けて、横須賀市の子どもたちの学力向上を図るために、学校の取り組みと横須賀市の施策事業の両面から示したものです。横須賀の全ての児童生徒に「確かな学力の育成を図る」を実現するために、5つの目標の達成を目指していきます。ここに示されている目標指標については、教育振興基本計画第3期実施計画の目標指標と一致しております。

本冊子は4章立てとなっております。3ページから11ページが第1章でございます。第1章では、横須賀市のこれまでの学習状況と分析について記載しております。これまでも機会あるごとに学習状況についてお示ししてきたものをまとめ、横須賀市の成果と課題を明らかとしました。

12ページをお開きください。12ページから19ページにかけての第2章では、平成29年度の学力向上推進委員会での答申をもとに、横須賀市の学力向上における目標指標を記載しております。これは2月の教育委員会定例会でご報告させていただいたものです。同一集団の成長をしっかりと見取っていく視点、横須賀市の課題である学習に課題のある児童生徒の状況を見取っていく視点、そして、指導の重点2で示す、認め合い高め合う関係を築く力を育てる視点と、学力向上について多面的に捉えた指標を設定しております。

20ページをお開きください。第3章は、学力向上に向けた学校の取り組みについて記載をしております。平成27年度の学力向上推進委員会でのいただいた、学力向上に向けて学校が取り組むべき3つの提言の詳細と関連する資料で説明をしております。

29ページをお開きください。第4章では、横須賀子ども学力向上プロジェクトとして、横須賀市の学力向上にかかわる施策事業を、3つの項立てでまとめております。詳細は後ほどご確認ください。

学力向上につきましては、提言を示したり、授業づくりの視点を提示したりといったことを行ってきましたが、十分に周知が図れていないという課題を感じております。このようにまとめることによって、学力向上についてどのように取り組むのかということが、この一冊でわかるようにいたしました。また、

これまで横須賀市の施策事業について詳細な内容を教職員一人一人まで伝えるといった機会がありませんでした。この事業がどのような目的で、そしてどのくらい予算措置がされているかということについては、実際にその事業にかかわる教職員へ理解を図ることが必要と考え、その意味でも本冊子を活用していただきたいと考えております。

今後は教育指導課の学校担当指導主事が各学校を訪問し、30分程度のお時間をいただき、この学力向上推進プランをもとに、教職員に直接学力向上のためにどのように取り組んでいく必要があるのか、そして横須賀市の学力向上の施策事業はどのような目的があるのかということの説明をまいります。その上で、各学校が学力向上に向けてこれまで以上に意識を高め、具体的な取り組みにつなげていくようにしてまいりたいと思っております。

学力向上推進プランについては以上でございます。

(荒川委員)

まず、最初に、先ほど学校業務改善についてのところで私が例に挙げたのが、この授業を振り返るという点でしたが、この冊子とちょっと私も混同しておりまして、申し訳なかったのですが、課長が今おっしゃったように、この冊子の中でも具体的に、本当に先生方に学力向上に向けて取り組むべきことが示されていると思いますので、先ほど指導主事が学校に伺って、先生方に浸透するようという機会を得ていただくということでしたので、それはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、またちょっと戻ってしまうのですが、先ほどの業務改善について、例は違っておりましたが、やはり具体的に例が示されていてよかったということでは同じですので、よろしくお願ひいたします。

まず、訂正と意見で申し訳なかったのですが、よろしくお願ひいたします。

(澤田委員)

質問ではなく、お願ひでございます。子どもたちの学力の向上を図っていくには、教員の指導力向上は非常に重要なことだと思ひております。34ページにありますように、この各事業は関連性があり、多角的・重層的なつくりになっていて、大変いいと思ひました。横須賀市にも教員育成指標があろうかと思ひますが、その位置づけを意識した取り組みとして推進していただければと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

(教育指導課長)

ここにあります34ページ、35ページにあります教員の指導力向上に関する事